

パートナーシップ構築宣言 公表要領の一部改正について

令和7年12月

内閣府 政策統括官（経済財政運営担当）付 参事官（産業・雇用担当）

中小企業庁 事業環境部 取引課

パートナーシップ構築宣言公表要領改正のポイント

- ・パートナーシップ構築宣言については「パートナーシップ構築宣言公表要領」に基づき運用。
- ・令和7年5月23日に公布された「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」により下請法・下請振興法が改正され、令和8年1月1日から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）・「受託中小企業振興法」（振興法）として施行されるところ、振興法に基づく振興基準及びパートナーシップ構築宣言のひな形についても改正の上、同日付で施行。
- ・このため、本公表要領についても、これらの改正を踏まえた所要の改正を行うとともに、フリーランス法に基づく勧告の取扱い等、掲載の取りやめに係る運用についても合わせて明確化することとする。

＜公表要領の改正内容＞

改正事項	改正概要
下請法・下請振興法改正に伴う改正	<ul style="list-style-type: none">□ 法律名称・参照条文を修正□ 下請振興法の改正により新たに追加される「勧奨」について追加
パートナーシップ構築宣言のひな形改正に伴う改正	<ul style="list-style-type: none">□ 改正後のひな形においては、振興基準全体を遵守することとしているため、ひな形の修正については任意記載事項以外は原則として不可であることを明記。
掲載の取りやめに係る運用の明確化	<ul style="list-style-type: none">□ フリーランス法に基づく勧告を受けた場合についても、取適法及び独禁法に基づく勧告と同様に、取りやめを求めることができる旨を明記。□ 取りやめを求めることができる要件に、振興法に基づく「勧奨」に加え、「助言」についても明記。

(参考) パートナーシップ構築宣言 公表要領改正案

パートナーシップ構築宣言公表要領 新旧対照表 (1/2)

改正後	改正前
<p>1. 公表の方法</p> <p>(1) パートナーシップ構築宣言（以下「宣言」という。）に賛同する企業は、<u>ひな</u>形に沿って宣言を作成する。ただし、業種の特性に応じて、宣言の趣旨を変えない範囲において、<u>任意記載事項</u>に宣言内容を<u>追加</u>できる。</p> <p>(3) 企業は、以下の宣誓書を添付の上、団体に宣言の掲載を申し込むものとする。</p> <p>③申請前1年間に「<u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</u>（昭和31年法律第120号。以下「<u>取適法</u>」という。）」第10条の規定に基づく勧告、「<u>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法</u>」（令和5年法律第25号。以下「<u>フリーランス法</u>」という。）」第8条第1項及び第2項の規定に基づく勧告並びに「<u>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律</u>（昭和22年法律第54号。以下「<u>独占禁止法</u>」という。）」第20条の規定に基づく排除措置命令を受け<u>ていた</u>場合には、当該勧告又は命令の内容を履行していること。</p> <p>④申請前1年間に「<u>受託中小企業振興法</u>（昭和45年法律第145号。以下「<u>振興法</u>」という。）」第4条の規定に基づく指導、<u>助言又は勧奨</u>を受け<u>ていた</u>場合には、業所管省庁に報告した直近の改善案を履行していること。</p> <p>⑤2. (3) により、宣言のポータルサイトでの掲載が取りやめになったことがある場合には、取りやめになった日から1年を経過して<u>おり、かつ当該</u>取りやめの原因となった事由について適切に対応している旨の十分な説明を業所管省庁に行っていること。</p>	<p>1. 公表の方法</p> <p>(1) パートナーシップ構築宣言（以下「宣言」という。）に賛同する企業は、別添の雛形に沿って宣言を作成する。ただし、業種の特性に応じて、宣言の趣旨を変えない範囲において、宣言内容を<u>修正</u>できる。</p> <p>(3) 企業は、以下の宣誓書を添付の上、団体に宣言の掲載を申し込むものとする。</p> <p>③申請前1年間に下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第7条の規定に基づく勧告、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第20条の規定に基づく排除措置命令を受けた場合には、当該勧告又は命令の内容を履行していること。</p> <p>④申請前1年間に下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第4条の規定に基づく指導を受けた場合には、業所管省庁に報告した直近の改善案を履行していること。</p> <p>⑤2. (3) により、宣言のポータルサイトでの掲載が取りやめになったことがある場合にあっては、取りやめになった日から1年を経過していること。この場合において、2. (3) の取りやめの原因となった事由について適切に対応している旨の十分な説明を業所管省庁に行っていること。</p>

(参考) パートナーシップ構築宣言 公表要領改正案

パートナーシップ構築宣言公表要領 新旧対照表 (2/2)

改正後	改正前
<p>2. 掲載の取りやめ</p> <p>(1) 宣言を行った <u>(ポータルサイトに宣言が掲載された)</u> 企業（以下「宣言企業」という。）が、<u>宣言を履行していないと認めるときは、業所管省庁は、中小企業庁を経由して、団体に対して当該宣言企業の宣言の掲載を取りやめることを求めることができる。</u></p> <p><u>【宣言を履行していないと認める例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>・取適法第10条の規定に基づく勧告を受けたとき</u><u>・フリーランス法第8条第1項及び第2項の規定に基づく勧告を受けたとき</u><u>・独占禁止法第20条の規定に基づく排除措置命令を受けたとき</u><u>・振興法第4条の規定に基づく指導、助言又は勧奨を受けるなど、中小受託事業者への影響を勘案し、宣言の趣旨に照らして掲載継続が適切ではないと認めるとき</u>	<p>2. 掲載の取りやめ</p> <p>(1) 宣言を行った企業（以下「宣言企業」という。）が、<u>下請代金支払遅延等防止法第7条の規定に基づく勧告を受けたとき、独占禁止法第20条の規定に基づく排除措置命令を受けたとき、下請中小企業振興法第4条の規定に基づく指導を受け、下請事業者への影響を勘案し、宣言の趣旨に照らして掲載継続が適切ではないと認めるとき、その他宣言企業が宣言を履行していないと認めるときは、業所管省庁は、中小企業庁を経由して、団体に対して当該宣言企業の宣言の掲載を取りやめることを求めることができる。</u></p>